

第 23 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

平成 30 年 11 月 9 日（金）
15 時 00 分 から 16 時 50 分
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，塩田，鈴木，関根，滝浦，田中（牧），
田中（ゆ），福田，山田各委員（計 12 名）
（文部科学省・文化庁）内藤審議官，高橋国語課長，鈴木国語調査官，
武田国語調査官，小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 22 回国語分科会国語課題小委員会・議事録（案）
- 2 国語課題小委員会の審議状況について（案）
- 3 常用漢字表に関する国語分科会及び主査打合せ会での主な意見（案）

〔参考資料〕

- 1 改定常用漢字表（平成 22 年文化審議会答申）における「碍（がい）」の扱いとその後の経緯について
- 2 スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件（平成 30 年 5 月 30 日衆議院文部科学委員会決議）
- 3 スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日参議院文教科学委員会）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
- 公用文関係資料集
 - 公用文作成の要領（平成 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
 - 公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
 - 法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
 - 6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
 - 文部科学省用字用語例
 - 文部科学省送り仮名用例集 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 沖森主査から配布資料 3，参考資料 2 及び 3 について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われ，11 月 22 日の国語分科会に示す案についてメールでのやり取りを通して取りまとめていくことが了承された。
- 4 事務局から配布資料 2 の前半（1 ページから 4 ページ）について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。

- 5 事務局から配布資料2の後半(5ページ以降)について説明があり、説明に対する意見交換が行われ、11月22日の国語分科会に示す案については主査に一任することが了承された。
- 6 次回の国語分科会について、平成30年11月22日(木)午後3時半から6時まで文部科学省15F特別会議室にて開催することが確認された。加えて、国語課題小委員会について、平成30年12月21日(金)午後3時から5時まで文化庁特別会議室にて開催することが確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

ただ今から、第23回、今期6回目の国語課題小委員会を開会いたします。

本日は議事要旨に示した順序と異なりますが、初めに「常用漢字表について」、次に「官公庁における文書作成について」という順で協議を進めたいと考えております。よろしく申し上げます。

まず、「(2)常用漢字表について」という議題に入ります。参考資料2と3にありますように、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会で「障害」の表記に関する決議が行われ、それぞれ石偏の「碍」という漢字を「常用漢字表」に追加することの可否を含めた所要の検討を行うよう、政府に求めています。このことに関して、改定常用漢字表を答申した際に審議を行った漢字小委員会を引き継ぐ組織である、この国語課題小委員会で、7月以降、主査打合せ会での検討も含め、御議論いただいております。

前回までの国語課題小委員会では、常用漢字表を改定するには相応の時間を掛けた検討が必要となること、その一方で、東京でのオリンピック・パラリンピックを2020年に控えていることなどから、できるだけ早いうちに、まずは現行の常用漢字表に基づく範囲で、国語分科会としての考え方をまとめておこうということで、共通の理解を頂いているものと思っております。それとともに、平成22年の常用漢字表の改定の際に、当時の漢字小委員会の中で国語及び国語施策の観点から、どれくらいの時間を掛けてどのような検討や調査を行ったか、また、その結果、なぜ追加しないという結論に至ったのか、その理由などについても、当時の資料などに基づいて、ある程度お分かりいただけたのではないかと思っております。

これらを受けまして、10月22日に第3回の主査打合せ会を開き、具体的にどのような形で国語分科会の考え方をまとめていくかについて、改めて検討を行いました。それについては、配布資料3としてお示ししているところです。

その後、各委員にもメールをお送りするなどして相談をしてみました。しかし、様々な御意見を頂いております。この場で御討議いただけるような段階に、現在のところ至っていないというのが実情です。

そこで、本日は、配布資料3に基づいて、再度皆様方からこの課題に関して国語分科会が示すべき考え方について、御意見を賜りたいと思います。

その上で、来る11月22日の国語分科会においてお示しするペーパーの案について、改めてメールで御相談申し上げたいと考えております。

それでは、この配布資料3についてでありますけれども、既にメール等で頂いている御意見もあるかと思いますが、この場で御意見、御質問などありましたら、お願いいたします。

○田中（ゆ）委員

意見というよりは、私は今日、メールに添付されていた文章が配られると思っていたので、その文章のところについては、幾つかお尋ねするなり、意見を申し述べたいことがありました。ただ、それが無いのですが、添付されていた文章に対して様々な意見があったということをお伺いしました。それは、この中に書かれているものもあるし、書かれていないこともあるということですが、どのようなことがあって、今日、このような話を更にしなければいけないのかといったところを簡単にお知らせいただいた上の方がよいような気がします。

○沖森主査

今回、取りまとめるのに当たって、まだ最後の段階まで詰められていないというのが実情ですので、そのことについては、事務局からできる範囲で詳しく御報告いただければと思います。よろしくお祈りします。

○武田国語調査官

これまで、ずっとこのような御議論を頂いてきております。かなり具体的な議論も頂いてきましたが、やはりこの間お送りしたメールに関しても、幾つか御意見を頂いていて、このままの段階で、このような公の場で御検討いただくのは若干早いのではないかとということで、主査と御相談申し上げて、今回はもう一度、一般的な議論になってしまうかもしれませんが、御意見を頂ければと思っております。

○沖森主査

では、この配布資料3が提出されたことについて、何か追加の説明があるようでしたら、お願いしたいと思っております。

○武田国語調査官

前回お示しした資料に少し加えたものになっております。具体的に申しますと、下の三つの丸が今回、資料としては新しく加わっております。

それで、今日、是非御意見を頂きたいのは、これまでもメールで御相談してきたことも含めて、余り具体的にお話しただけなのは申し訳ないんですが、何か御意見があれば、自由にお話しただければと思っております。お送りしたメールに関しても結構です。是非お祈りします。

○沖森主査

あわせて、この配布資料3とは別に、今後、石偏の「^{がい}碑」の追加の可否について検討していく場合に必要となる資料や調査があれば、あるいは留意すべきことなどがあれば、それについても関連して御意見を頂きたいと思っております。

調査、そして、資料の探索ということについても、できることとできないことがあるかと思いますが、様々な観点からの御意見も頂戴したいと思っております。いかがでしょうか。

○関根委員

配布資料3に基づいて、かなり我々としては意見をいろいろ出して、その結果、一応、文言の案の形になったとは思いますが、まだ、それが早いということであれば、

改めて〇一つずつについて意見を述べていくという形になるのでしょうか。

○沖森主査

一つずつでも結構ですし、それも含めて、あるいは、これ以外に必要な点があれば、それも合わせてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

これまでも主査打合せ会等でも様々な御意見を頂いて、かなりまとまった形にはなっていない、いろいろなところでの調整等が必要だということで、本日はこのような形で更に御意見を頂きたいと思っております。

○田中（牧）委員

ここに書いてあるようなことを我々は議論してきましたが、この〇の上から三つ目のところに「国語施策の問題として検討するとなれば、相応の時間が掛かるのではないかとあり、実際にこれからこの場で本格的に検討するのかどうかというメッセージとしてよく分かりません。時間が掛かるからなかなかどうするか分からないということなのか、時間を掛けてでも取り組んで結論を出すのかがはっきりしないところか、なかなか意見を出しにくいところかと思えます。

確かに、常用漢字表の中で、この字を入れるか、入れないかということだけの範囲で議論するということだと、もうこれ以上論点が出ない。調べても、行き詰まるように思います。ですから、何かもし引き続きやるのであれば、国語施策の問題として相応の時間を掛けて何をするのかということについて議論していただいた方が、主査打合せ会で具体的にやっていくときもいいのかと思えます。

つまり、常用漢字表の考え方から行くと、なかなかこの字をそのまま入れられない。別の何か根拠が必要という段階になっているように思います。その別の何かということがないということで、それが苦しいところですが、やはりそこを突破しないと、この話は進まないのかと思えます。実務的な調査をする主査打合せ会、あるいは事務局の調査を進めるためにも、ここにある観点に隠れていたり、あるいはここにはないものが何なのかということについて議論したりするような場であれば、今日ここで意見交換する意味があるのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○石黒委員

もう一度、「選択肢としての漢字」ということについて。許容とかではなくて、この「選択肢としての漢字」ということが、私はまだ正確に意味が捉え切れていない部分がありますので、前提として御説明いただきたい。その後の相応の時間が掛かるということも、もう一度伺えたらと思えます。

○武田国語調査官

それでは、お手元の参考資料2を御覧ください。まず、衆議院の決議に基づいて御説明いたします。2枚目になります。一番左に「右決議する」とありますが、その隣の段落です。読み上げます。

「政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである」。ここに「障害者の選択に資する観点」という言葉が入っております。

配布資料3には、該当する表現はありません。配布資料3では、「選択肢としての漢字」というまとめ方をしておりますが、どこに対応するかと言うと、この「障害者の選択に資する観点から」という衆議院文部科学委員会の決議の部分に対応しています。

これが、ここでどうして鍵括弧を付けて挙がっているのか、そして、何がこれまでの常用漢字表にないものであるかということをお説明いたします。

常用漢字表は、基本的に一つの言葉について一つの表記を当てるという考え方に基づいて作られております。でも、常用漢字表に挙がっていない字、あるいは常用漢字表が決めている表記以外が使えないのかということ、そうではありません。常用漢字表というのは目安であって、それぞれの事情があるということで、常用漢字表と異なる表記を使うことも保証されているわけです。それが、常用漢字表というものの性格です。

そうしますと、ここにある○に関しては、常用漢字表に選択肢として漢字を入れることになると、今までの考え方と違うということになります。実は、あらかじめ常用漢字表は、常用漢字表にない字を選択肢として用いることができるという状態にあるということがあります。

ですから、常用漢字表の考え方そのものとぶつかるころがあるということで、もしも選択肢として漢字を入れるということになると、時間を掛けて、常用漢字表そのものの性格から検討する必要があるのではないかといった意味合いです。

○田中（牧）委員

確かにその点は非常に重要で、選択に資する観点で入れることにすると、常用漢字表の性格が変わることなので、かなり根本的な立場の変更だから時間を掛けて議論してということは分かります。

一方で、今起きている問題は、漢字を入れるか、入れないかということだけが議論の中心なのかと言いますと、確かに常用漢字表の枠で議論するとそうだと思います。しかし、この国会決議は、確かに最後の方に「常用漢字表への追加」と具体的に出てきていますが、初めの問題としては、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている」ということで、「障害者」をどういう文字で書くか、どういう言葉で言うかということについての問題であるわけで、「ガイ」の字だけの問題にすると、かなり問題を小さくしてしまっているように映ります。やはり、その小さくしてしまっただけでこの場で議論してしまうと、本当にそれでいいのか、ほかに大事なことがあるとすれば、そのことも含めて議論しないと、大事な問題であるがために、非常に論が小さくなってしまおうと思います。

ですから、常用漢字表の枠だけでやるのか、それとも国語施策というのは、常用漢字表だけではないので、もう少し広げてやるのかという議論が、小さなワーキンググループではなくて、このような大きな場でも必要ではないかと思えます。それは、選択に資するという観点よりは、もっと大きいことではないかと思えます。

○田中（ゆ）委員

今、武田国語調査官が読まれた参考資料2の最後の「右決議する」の前の2行のことですが、こここのところは「常用漢字表への追加の可否を含め」と書いてあるので、入れろと言っているとは思いません。だとすると、そんなに大きな問題はなく、常用漢字表は目安なのであって、どう書くのもそれぞれの自由であると言っているわけですから、そのようなことなのでと説明する、それと併せて、現行の常用漢字表では

なく、前もそうですが、なぜ石偏の「碍」を入れなかったのかという説明を加えれば、ちょうど参考資料2の前から三つ目のパラグラフの「戦前においては」のところの最後の一文。「しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである」。好きに使っていいんですよということで十分なのではないでしょうか。

常用漢字表の中になぜ入れないのかといったことについては、説明することが十分できる資料を私たちは持っているし、石偏の方も、実はそんなに勧められたものでないといったことも、幅広い資料に当たって、前回お示しいただいたような資料があるわけですから、そのことを併せて示せば、少し難しいから理解に時間が掛かるかもしれませんが、理解しない人はいない。なぜ常用漢字表に入れないんだということにはならないように思います。

○沖森主査

文言から見ますとそのようでもありますけれども、実際に折衝されて、その場の雰囲気や御存じの事務局から、この「可否を含め」というところの解釈について、改めて御説明いただければと思います。

○高橋国語課長

衆議院の文部科学委員会から「障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである」と決議を頂いております。また、参議院の文教科学委員会からは、ほぼ同じ文章ですが、参考資料3の「右決議する」の前の段落、最後の方ですが、「「障害」の「害」の表記について、障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである」と頂いています。

この「追加の可否を含め」ということですが、「可否を含め」という文章を取りますと、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から所要の検討を行うべきである。それに、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含めて、「ガイ」の表記について、所要の検討を行うべきであるということだと思えます。追加の可否は、所要の検討の中の重要な論点として提示されていると思えますが、より幅広い議論の中で、この可否についても検討してもらいたいというのが国会側の言い方だろうと理解しております。

もちろん「可否を含め」ということで、可否についてですから、可もあり得るし、否もあり得る。それについて検討してほしいということですので、そこについては、国語分科会の専門性を国会側が分かった上で、その可否を検討いただきたいということと議論を求めていると理解しているところです。

○沖森主査

ここでの議論は、もちろん「可否を含め」というところで、この含みがどこまで国語分科会として論議の対象になるのかは、なかなか難しいところでもあります。国の施策の一環として、また、考えていかなければいけないという立場もあろうかと思えます。そのために、更に時間が掛かるということでもありますけれども、ほかにかがででしょうか。

○福田委員

質問ですが、参考資料2の「右決議する」の前の段落の「障害者の選択に資する観点から」の「選択に資する」というのは、障害者側が幾つかの選択肢から表記を選ぶという意味でしょうか。もしそうであるならば、例えば、常用漢字表は一つの意味内容の熟語に対して一つの漢字表記が大枠として当てはめられています。同音異義語が日本語にはたくさんあるので、このような場合にはこちらの漢字を使うということは、ざらにあるのではないのでしょうか。

そうすると、何か物品で障害があるとか、工事していて障害になっているというときには、「害する」の「害」を使って、「しょうがいしゃ」のように人に関しては石偏の「碍」を使うという改定ですと、大枠としては、常用漢字表の考え方と余り変わらないような気がします。枠組みを変えることにはならないのではないのでしょうか。

それとも、平仮名も含めて三つある形で常用漢字表に「碍」入れようとしているので、大枠が変わるといふ論議になっているのでしょうか。

○沖森主査

私としては、語の単位というのは、2字で単位なのか、3字で単位なのかというのはなかなか難しいところですので、この場で結論めいたことは申し上げることはできませんが、この点に関して、何か事務局として、今の段階での方針があれば、御説明いただけますでしょうか。

○武田国語調査官

簡単にお話しできるようなことではないと思いますが、先ほど、田中牧郎委員から、障害の石偏の「碍」を入れることの可否についての検討がはっきりしないというお話がありました。まだ可否そのものについて、この段階では御議論いただいていません。ただ、先ほど、田中委員の御意見にもあったように、確かに国語施策のこれまでの考え方からすると、簡単にはそれを入れられないという面があって、今、話としては非常に小さいところに入り込んでいるのではないかという御意見だったんです。その可否の検討という段階で、今、福田委員がおっしゃったような事柄も含めて、恐らく御検討いただくことになるのではないかと思います。

○沖森主査

具体的に言えば、どのような文脈の中でこちらを使うかということを含めていかなければいけないということにもなるかと思えます。例えば、可否も含めてという議論ならば、そうだろうとは想像するわけです。

○関根委員

今の福田委員の意見ですが、確かに現行の常用漢字表にそのような使い分け、例えば、人に関して、物に関してみたいなどころがあると思えます。それは、いわゆる頻度調査や今までの使い方、語義など、総合的にいろいろ検討した結果、誰もが納得できるような形での使い分けとなっていると思えます。ただ、常用漢字表自体には、熟語単位としての使い分けはないわけです。

ただ、今問題になっているのは、石偏の「碍」というのが、果たして使用実態、あるいは語義からいって、そのような使い分けをすることに耐えられるのかというのが問題なのではないかと思えます。

その石偏の「碍」を使いたいという一部の人や、あるいは今までの方がいいんだという人も、あるいは平仮名書きがいいという人も、そうやって「障害

者の選択」とは言っているものの、何か統一した見解が出ているわけではない。そのような中で、いわゆる一般の同音異義語の使い分けのような形でこの「障害」を論議するのは、なかなか難しいのではないかなと思います。

あともう一つ、今の議論の中で、相応の時間が掛かるのではないかというところですが、これは、むしろ時間が掛かるかどうかというよりは、常用漢字表の趣旨というか、性格をどうすべきかということなので、時間の問題ではないような気もしてきました。どのように捉えていくかの問題なので、時間ではなくて、発想の転換というか、国語施策として、これをどうしていくのかというところです。

だから、もしこれを言うのであったら、相応の時間と言うよりは、もう少し別の言い方になってくるのかと思いました。

○石黒委員

私も、今、福田委員のおっしゃることをいろいろ考えていて、関根委員のおっしゃったこともそうかと思ひながらですが、やはり「選択肢としての漢字」という言い方は少しなじまない。「障害者の選択に資する観点」というのは、確かに衆議院のところにありますが、参議院では、「障害者の意向を踏まえて」ということがあって、これはどちらが包含関係の上で大きいか小さいかというのは少し分かりにくいところもあります。確かにその部分も非常に重要で、常用漢字表としての筋を通すということも非常に重要だと思います。同時に、両議院から出たことに対して答えていくということから考えると、「選択肢としての漢字」という言葉が独り歩きしてしまうのも少し怖いかと感じています。

○田中（牧）委員

今日の配布資料3の中で、先ほど、上から三つ目について指摘しましたが、もう一つ分かりにくいところは、下から二つ目です。一番下も少し関係しますが、「それぞれの考え方に基づいた表記を用いることができるということについて、その根拠を明示した方が良い」というのが分かりにくい。

「それぞれの考え方」というのは、「がい」の字に、うかんむりの「害」を使うか、石偏の「碍」を使うか、仮名を使うかということと一応理解しましたが、その根拠というのが、一つ一つの考え方の根拠を明示することまでやるのか、それとも、常用漢字表というのは選択肢を示すものではないということを示すのか。もし後者であれば、それはすぐにできることですが、「しょうがい」と全部平仮名で書くということも含めれば四つある選択肢の中のどれにするかの根拠を一つ一つ、このように考えればこれですよ、このように考えればこれですよということまでここでやろうとすると、それはなかなか大変で無理だと思います。

これは、どこまでのことを言っているのか。もし前者、つまり、常用漢字表は、使いたい漢字を表記することについて制限するものではないということ言えばいいだけであれば、特にここに書く必要はないことだと思います。

それから、最後の「それぞれの分野で、様々な観点から、「障害」の表記について検討が行われる」。これは非常に重要なことですが、これは一体何を想定しているのかということ、文化審議会以外の政府の検討の場という分野もあるでしょうし、国語や言語という分野、それから、福祉や障害者など、社会的ないろいろな分野もあると思うんです。これも、何を想定しているかが、我々の方も十分共有できていないし、もしこのような文言でメッセージを出すとしたら、そこも非常に曖昧で分かりにくいものになってしまうと思うので、下二つもはっきりさせた方がいいのかなと思います。

す。

○塩田委員

配布資料3に関して、常用漢字表の位置付けについて、最初の○のところで、要するにこの表にない表記ももちろん使うことはできるという言及はありますが、そもそも常用漢字表は何のために作ったのかというものが欲しいところです。

私の理解だと、例えば、机上資料の「国語関係答申・建議集」224ページの真ん中辺りの「常用漢字表の性格」。これは前回の常用漢字表のものですが、少し冒頭を飛ばしまして、「一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安となることを目指した」。多分、これは今も変わっていないと思います。ですから、石偏の「碍」に限らず、何かある字を追加しようとするならば、この効率性、共通性、分かりやすく通じやすい、こういった性格をその字が満たすかどうかということに関して、多面的な検討、そして、時間を掛けないといけないと思っております。

○関根委員

田中（牧）委員がおっしゃったことで、私も気になったんですが、「それぞれの考え方に基づいた表記」というところで、表記というのは飽くまで表記であって、全ての表記というのは、何かの考え方に基づいているわけではありません。例えば、全く意味は同じでも、単に表記が違うだけの異表記というものもあるわけです。それは、塩田委員がおっしゃったような分かりやすく通じやすいというところで、どちらかに統一しているものもあるわけで、全ての表記に関して何らかの考え方が要求されるというのは、少ししんどいのではないかなと思うんです。

しかも、ここで尊重される必要があるというのは当然ですが、そういう考え方を尊重するというものが表記に求められると、障害者の選択だけでなく、日本語を用いる全ての国民が一々の表記について考え方を尊重しなければいけないということになってしまうので、考え方と尊重というものが、最終的にどのような文案の中で、どのようにしていくのかということが少し気になってきました。

○滝浦委員

この後、どのような流れで進んでいくのかでしょうか。今いろいろな御意見が出たわけですがけれども、多分、出た御意見というのは、今までも出ていた御意見だろうと思います。これで話をして、次はどうなるのか、いろいろ見えません。例えば、先ほど、「可否も含め」という文言が両院の決議に載っているということがあったわけですが、それに対して、もし答えるという構えを取るのであれば、可であるか、否であるかを答えなければいけないわけですよ。それについて、可であるとしたら決議に沿うので、そうかということになるでしょう。ただ、常用漢字表の性格が変わってしまうという問題がある。とすると、現時点においては否であるという答えもあるかもしれない。それで、第3の答えとして、時間が掛かるというのが、表現としてどうか分かりませんが、それは別個に検討していくという答えもあるかもしれないわけです。

いずれにせよ、答えを決めなければいけないわけですが、今のような話し合いの中から、どのようにしてその答えに近付いていけるのかというのが分からないと感じて発言できなかつたんですが、その辺りをもう少し御教示いただくと有難いです。

○沖森主査

今回、御了承いただいたのは、取りあえず早い時期に国語分科会としての決議に対する立場、取り組み方をまず確認するというところで、もう少しまとまった形のペーパーを用意して、それを国語分科会として確認する。そこまで行って、それを踏まえて、今後、可否を含め、幅広くどこまで議論するのか分かりませんが、今後、また改めて再スタートしたいと考えております。

これは、国語分科会だけの議論で報告ができるかどうかということ、私もそれは自信がありません。国語分科会だけで可否を答申できるかどうかということについても、改めて事務局と相談しながら、今後、取り扱っていかねばいけないと考えております。ですので、今後の進め方については、また改めて事務局と詰めて、今後、どのような形で進めていくかということについて議論していきたいと思っております。今回は、取りあえず 11 月 22 日の国語分科会におけるペーパーの案について御議論いただくということで、まず、進めさせていただいております。

以上、御了承いただきたいと思います。付け加えることがありましたら、事務局の方で特にありませんでしょうか。

○武田国語調査官

これまでの御議論の中で、まず、現在の常用漢字表の範囲でどこまで回答ができるのか、あるいは確認ができるのかというところをきっちり固めましょうということがあると思います。まず、22 日の国語分科会までに、その部分を確認して、さらに、この可否については、もうしばらく御検討いただくということになるかと思っております。

事務局としても、例えば、平成 22 年の議論について、それから、その後の障害者政策における動きといったものをもう一度きちんと整理して、いずれお示ししたいと思っております。

○福田委員

1 点だけ確認です。この常用漢字表の性格の一番目の○ですが、運用は御自由ですよということが書かれてあるということ踏まえて、公用文などでも運用は自由にできるものなのでしょうか。それとも、公用文は、運用は好きにしていよいよと言われていたけれども、実際には、やはりこれに縛られて書かれているということでしょうか。

○武田国語調査官

参考資料 1 を御覧ください。まず、簡単に結論から申し上げますと、現段階では、法令や公用文ではうかんむりの「障害」を使うということになっておりまして、それは、原則としてしっかりあります。

それについては、参考資料 1 に「4 「障がい者制度改革推進本部」における検討」とあります。これは、平成 22 年に、正に常用漢字表の改定と時期を同じくして、政府に「障がい者制度改革推進本部」というものができていて、その中で「障害」の表記というものが検討の課題の一つに挙がっていたわけです。

その下に会議体で作られて、「障がい者制度改革推進会議」というものが設置されて、そこで「障害」という表記について、どう考えるのかということについて検討したわけです。その第二次意見というものが、点線の四角の囲みになっております。ここで「表記問題に対する結論と課題」というところの 2 段落目です。「法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中

期間を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである」とあります。ですから、この段階でも、うかんむりの「障害」を使うということが確認されているということ。それから、政府の文書あるいは法令というのは、常用漢字表に基づいて書くことになっていますので、そこは、現段階ではうかんむりを使うことになっております。

○福田委員

しかしながら、「障がい者制度改革推進本部」では、平仮名で書かれているわけですよ。例えば、常用漢字表の性格を変えないということであれば、まず、こういう「障がい者制度改革推進本部」みたいなものが一般的によく使われるようになり、そして、いろいろなデータで、先ほど、塩田委員が言われたように、共通性が高くなってきた段階で石偏のものを入れるというのが一番スムーズな改定になるのかと思ったんです。例えば、そのようなことが会議の結論みたいなことになっても、それはそれでかまわないというお考えでしょうか。

○武田国語調査官

会議の結論について、申し上げることはできませんけれども、そういった御議論もあるかとは思います。

○沖森主査

この「障がい者制度改革推進本部」の「がい」の字が平仮名になっているということについて、何か追加の御説明があれば、お願いしたいと思います。

○武田国語調査官

この本部のメンバーは、そのまま当時の民主党内閣のメンバーとほぼ一致しておりまして、非常に政治的に作られたものでした。どうしてこの表記にしたのかということについて、はっきりと分かっているわけではありませんが、公用文の表記の仕方とは離れたタイトルになっているのではないかと思います。

○関根委員

スケジュールについて、前回の会議のときは、確か年内くらいをめどに、いわゆるメッセージを出すということだったんですが、もう少しじっくり時間を掛けて議論してと理解してよろしいですか。年内に何か出すということではなくなったわけですか。

○沖森主査

いや、なるべく早い段階で確認はしたいと思っています。

○関根委員

ただ、この間の段階だと、ある程度、文案までできていたので、推測するにそのような感じかなと勝手に思っていたんですが、もう一回、振出しに戻って議論することでしょうか。

○沖森主査

文案自体も、ただ今の御議論の中でも、相応の時間が掛かるというのでは十分ではないということもございましたので、そのような御意見を反映させて、できれば 11

月 22 日の国語分科会に、そのペーパーの案をお示ししたいと考えております。

○関根委員

ペーパーというのは、この前の文案ではなくて、配布資料 3 のような形ですか。

○沖森主査

いや、もちろん、もう少しまとまった形のもので。このような箇条書きのものではありません。

○関根委員

一応、前回、形になった、あのよう形ということですか。

○沖森主査

ええ。そのようなものに準ずるものと考えております。

○関根委員

分かりました。

○塩田委員

私、先ほど、古い常用漢字表のことを申し上げましたが、勘違いしまして、「改定常用漢字表」の方も席上に用意がありまして、この冊子の（7）ページのところに、やはり同じように書いてありました。（7）ページに、同じように「一般の社会生活に用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための新たな漢字使用の目安となることを目指したものである」と、この四つについては、同じ言い回しが使われております。ですから、ある字を入れるときには、そのある字が、この四つの条件を満たすという立場を取るか、あるいは常用漢字表自体の性格を変えるか、このどちらかになるかと思えます。

○高橋国語課長

先ほど、福田委員から公用文における漢字使用の考え方というお尋ねに対して、こちらからの説明は「害」の字の話に絞った形の説明になりました。一般的な説明として申し上げます。「国語関係告示・訓令集」の 45 ページを御覧ください。

文化審議会でも常用漢字表の答申を頂いた後、これを内閣告示として常用漢字表を政府として決定するという仕組みがあります。それは、45 ページの内閣告示第 2 号というところで、これは、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を次の表に定めるということで、簡単に言うと、社会一般に向けての告示と御理解いただければと思います。

公用文ですが、内閣告示という形で常用漢字表が一般に出た上で、209 ページです、ここに「公用文における漢字使用等について」ということで、内閣訓令第 1 号があります。これは、内閣告示と同じ日に出されています。国の行政機関に対して出しているものです。訓令は、政府機関の中に対する内部的な命令ということになります。この 209 ページの下の方の「別紙」というところです。「公用文における漢字使用等について」の 1 番の（1）です。「公用文における漢字使用は、「常用漢字表」の本表及び付表によるものとする」となっております。

これらを踏まえると、先ほどの配布資料 3 の一番上の○の意味ですが、「各自治体

や民間の組織などにおいて、それぞれの考え方に基づいて「障害」以外の表記を用いることができる」というのは、正に常用漢字表の一般的な原則、つまり、「一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための漢字使用の目安」という性格に基づいて書かれているわけです。それで、公用文における漢字使用については、より厳しくて、209 ページのように、公用文における漢字使用は常用漢字表によるという形で、更に狭まっている。だから、「各自治体や民間の組織などにおいて」ということで、これについては目安で、ある程度自由ですよということになっております。

さらに、法令については、212 ページに「法令における取扱い」というところがあります。これは、公用文の漢字使用の中の最後のところですが、「法令における漢字使用等については、別途、内閣法制局からの通知による」ということで、更に限定的になっているという構造になっております。

ですから、一般の方が「選択肢として」という表現が適切かどうかということはありませんが、使用すること、特に表外字を使うことについては、それぞれの考え方で使うことができるというのが、配布資料 3 の一番上の○であって、これを広く知らせる必要があるのではないかという書き方になっていると理解しております。

○福田委員

しかしながら、公の機関では、公用文に関しては、この常用漢字表を使いなさいということになっているんですね。

○高橋国語課長

行政機関の中の命令、訓令という形で、行政機関内で周知されているという構造になっているということです。

○沖森主査

11 月 22 日の国語分科会においてお示しするペーパーの案ですが、先ほどの課長の御説明にもありましたように、公用文並びに法令を除いた各自治体や民間の組織などにおいて、それぞれの考えに基づいて「障害」以外の表記を用いることができるということを、今の常用漢字表の考え方の中で許容できているんだということ、まず、お知らせすることが、今後、混乱を招かないことになるのではないかということです。11 月 22 日の国語分科会において、どういう形になるか分かりませんが、内部的な確認ということになるのでしょうか。そのような形でもお示ししたいということでありませう。

これは、長引かせれば長引かせるだけ、内容的にももっといろいろなものを詰めていかなければいけないということですが、現在の段階で、なるべく速やかに対応できている方がいいのではないかと私も考えております。

まだ御意見があるかと思いますが、本日、御意見を頂きました。これを、私の方で国語分科会で検討いただけるような形に取りまとめた上で、11 月 22 日の国語分科会にお示ししたいと思っております。もちろん、その案文につきましては、委員の皆様方の了解を得たいと思っております。ペーパーの案について、それぞれの委員に事務局からお送りいたしますので、そのメールのやり取りを中心に内容を詰めていき、御了解を頂きたいと思っております。その方法でよいかどうかということについて、御了承いただければと思います。これまで、文案はかなり詰めた形にまとまってきておりますが、各方面での内部的な了解も必要だということもありまして、本日はお見せするという段階に至っていないということでありました。その文案に、本日の御意見

を加えた上でお示ししたいと考えております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（→ 了承。）

○沖森主査

では、22日の国語分科会で検討していただけるような形のペーパーの案は、それぞれ皆様方にお送りし、そして、御意見を頂き、それを取りまとめた形で22日の分科会にお示しするという進めさせていただきたいと思っております。

では、常用漢字表についての議題はここまでといたします。

それでは、議事を戻りまして、「(1)官公庁における文書作成について」の協議に移りたいと思っております。本日は、22日の国語分科会でお示しする中間審議報告というものを毎回出しておりますが、その案をお決めいただくということになります。

配布資料2を御覧ください。これは、前回までの御意見、検討内容をまとめたものです。前半には、今後、具体的な成果物のイメージを作っていく上で押さえておくべきことが列挙されております。後半には、随時更新してきた、これまで頂いてきた意見のまとめが添えられております。

では、配布資料2について、冒頭から4ページまでについて、事務局から御説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、配布資料2を御覧ください。「公用文作成の要領」の見直しという課題が、平成25年の「国語分科会で今後取り組むべき課題について」の中に取り上げられていたことから、今期からこの課題について御検討いただいております。これまで何度も確認してきているものですが、その平成25年の報告には、この後、約2ページにわたって引用しているような事柄が書かれております。

ポイントだけ押さえたいと思っております。まず、1ページ「(1)現行の「公用文作成の要領」について」とあります。この部分の要点は、3段落目の最初の文にあります。この「公用文作成の要領」というものが、昭和26年に国語審議会で作成したものですので、現在から見ると、その内容が非常に実態と合わなくなっている面があるということが問題になっております。まず一つは、「公用文作成の要領」が実態と合わないものになってきたということ。

そして、2ページ「(2)分かりやすい公用文について」です。平成25年の問題意識として、昭和26年の「公用文作成の要領」は、それまでの公用文の文体や書き方といったものを大きく変えました。ですから、文体の平易化ということには大きな役割を果たしているけれども、その後、新しい課題として、(2)の最後4行にありますが、「情報の伝え方、特に国民に対する情報の伝え方として、より分かりやすい公用文を作成していくこと」に重要性があるのではないかとということが書かれております。

そして、「(3)「公用文作成の要領」の見直しについて」で、どのような観点で見直しができるのかということが書かれております。(3)の2行目を御覧ください。現行要領、つまり、昭和26年の段階の「作成時には想像もできなかった各府省で公表しているホームページの表記などについても、新たな項目として示すなど」と挙げられております。情報化が進んで、国民の皆さんに国の府省が直接情報を発信することとも多くなっております。そういったことを踏まえた「公用文作成の要領」の見直しということを検討してはどうかというのが、平成25年の段階でのまとめだったわけです。これを踏まえて6月から11月まで、公用文の在り方について御検討い

ただいできました。今度の国語分科会でお示しする、これまでの審議状況について、以降、まとめてあります。

3 ページを御覧ください。「公用文作成の在り方に関するこれまでの論点（案）」ということです。これは、前回、簡単なものをお示しして、それに御意見を入れて、もう少し膨らませたものです。

まず、最初に「1 検討の目的」が書かれております。ここでは、「公用文作成の要領」から 70 年近くを経て、現代においては、かつて想定しなかった公用文一国からの情報発信が行われるようになっていきます。例えば、広報誌やインターネットを利用した案内といったものが一般の人々に向けられて、日々、日常的に作成されて、公開されている。特に、こういったものについて、「国語に関する世論調査」では、読んでいて困ることがあるという方が半数を超えているという状況もあります。国語課題小委員会では、特に「公用文作成の要領」が策定された時点では十分に意識されていなかった、あるいは全く想定していなかった部分について、それを補うことを中心に公用文の在り方について検討できるのではないかとということが、これまで議論されてきているかと思えます。

そこでの「基本的な考え方」ということですが、これに関しては、前期までに御検討いただいていた「分かり合うための言語コミュニケーション」の中でうたわれていた「正確さ」、「分かりやすさ」、「ふさわしさ」、「敬意と親しさ」という四つの要素で言語コミュニケーションを捉える、この考え方が参考になるのではないかとということが言われてきております。つまり、公用文というのは、基本的には一方向の書き言葉になっておりますが、それを言語コミュニケーションとして捉え直すことによって、新しい考え方が示せるのではないかとということです。

そして、ずっと御議論いただいていた、非常に大切なところとして、4 ページの「3 検討の対象とする「公用文」の範囲」になります。では、公用文というものは、非常に広い意味で考えると、いろいろなものがあるわけです。非常に堅いものとして法令から、あるいは最近では、国から発信するものとしては、SNS のようなものまである。そういった非常に広い範囲が想定される公用文の中で、こういったところを今回の検討の対象にするのかということもずっと議論いただいていた。ここに表になっておりますが、まず、法令あるいは法令に準ずるようなものに関しては、今回は直接的には扱わない。直接的な対象とはしないという共通理解がこれまで図られてきているかと思えます。

そして、どこが中心になるかと言いますと、特に一般の人々に向けて直接発信するようなもの、例えば、白書や報道発表資料のような政策や施策の内容について、関係者の方を中心に一般の人々にまで広く知らせるようなものまでを対象とする。一般の人々に向けて直接発信するものを中心に、また、関係者等を中心にして一般の人々まで知らせるようなものまでを含めて、議論の対象にしていくのはどうかということが、これまでの検討の流れであるかと思っております。以上です。

○沖森主査

では、ただ今の御説明について、直接質問があれば、お願いします。

(→ 挙手なし。)

ないようでしたら、意見交換に移ります。今、御説明いただいたのは、これまでの委員会での検討の経緯、検討の目的、基本的な考え方、公用文と呼ばれるもののうち、対象とする範囲についてというところであったかと思えます。前回の国語課題小委員会では、ブレインストーミング的に考えていくことが必要であるといった意見もあり

ました。そこで本日は、資料を基にして自由に御意見を頂きたいと思います。

まず、ただ今の御説明にあった1ページから4ページまでについて、御意見を頂ければと思います。よろしくをお願いします。

○田中（牧）委員

今の御説明の4ページの大きな表ですが、これまでのこの場での議論を踏まえた共通理解ということでは了解しています。

疑問に思ったのは、現行の「公用文作成の要領」は、一番上も含めていますね。同じ名前で見直しということになると、一番上の法令だけ外すということが説明しにくくなる。ということは、現行の「公用文作成の要領」の見直しということで始まったけれども、実際は範囲を限定して、そして、従来余りなかった一番下の「一般の人々に向けて直接発信するもの」に拡大したという理解になるかと思うのですが、それで本当にいいのかなど。つまり、公用文と言ったときは上も含むので、それを最初から外してしまって本当にいいのだろうか。今、疑問に思いましたが、そこはいいのでしょうか。

○沖森主査

今後の課題ということでもありますし、先ほどの説明にもありましたように、法令及び公用文の書き方について、縛りがあるということもあります。法令以外のところは、先ほどもそれほど縛りはないとも取れるところではありますけれども。

○田中（牧）委員

むしろ、今の公用文の書き表し方の基準の中に一番上も入っているということは、「公用文作成の要領」をここで検討すれば、一番上も含めて、その縛りを変更することになるわけですから、縛りがあるから検討しないということにはならないのではないのでしょうか。

○沖森主査

分かりました。そうすると、三つに分けた分け方が適当であるかどうかも含めてということですね。

○田中（牧）委員

最初からそう決めて始めて本当にいいのだろうか。例えば、法律を分かりやすくするという動きは、法律の分野の人たちがやっているわけですから、そういう動きが一方にある中で、ここは最初から法令を外すとして本当にいいのだろうかということは、余りちゃんと議論していなかったのかと思うんです。

○石黒委員

3ページ「1 検討の目的」の上から6行目ぐらいに、全体としてそうですが、「国の府省」という言葉と「官公庁」という言葉があります。例えば、過去のいろいろなものを見ていても、「官庁」と書かれているケースや「各行政機関」と書かれているものがあります。7ページには、「成果物の利用者」として「国の府省の職員を想定しながら、地方公共団体の職員にも」ということがあります。

公用文の主体がよく分からないのですが、その辺の用語はどのようにすみ分けられているのでしょうか。

○武田国語調査官

御指摘のとおりで、まず、一義的に国の審議会で検討しているものですので、国の各府省で作られる文章といったものについて検討する場であろうということがあるかと思えます。

ただ、これまで、それが国の府省だけではなくて、地方公共団体でも活用されることが望ましいのではないかという御意見もあって、その辺りの言葉がきちんと整理できないまま、このような書きぶりになっておりますけれども、一義的には国の府省ということがあって、ほかでも使っていただきたい。そこは、もう少しきちんと整理をしたいと思えます。

○沖森主査

では、1ページから4ページも引き続き御意見を頂くということにいたしまして、続けて配布資料2の5ページ以降について、御検討いただきたいと思えます。

まず、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、5ページ「4 検討すべき内容について」ということで、これまで話題になってきたものの例を取り上げております。

前提として、最初の5行ですが、これまで国語施策では、例えば、漢字の書き方、言葉の言い換えといったものを語彙レベルで検討すること、あるいはそれをリストとして示すということが行われてきました。今回の検討においては、談話レベル、文章のレベルという言葉がこの場では用いられておりましたが、もう少し大きな単位で考えるというところまで踏み込もうということが言われております。そして、表現方法だけではなく、取り上げられる内容との関係にまで言及する必要があるのではないかといった御意見もありました。

そして、以下は、これまでに検討すべきものとして挙げられた具体的な内容になります。

まず、「(1) 基本的な考え方、心構え」といったものを示すべきであろうということがありました。例えば、現在の「公用文作成の要領」の前書きには、「公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとする」とうたわれています。また、文部科学省の「公文書の書式と文例」というものがあります。この中では、「公用文は、義務教育を受けた人ならば、誰でも読めてその内容が理解できるよう作成されるべきものである」という文言があります。これも、委員の方から御指摘を頂きましたが、そういったものも参考にしながら、公用文作成に当たっての基本的な考え方や心構えなどについて、改めて検討する必要があるであろうということです。

次に、「(2) 用字」、「(3) 用語」と合わせて「用字・用語」あるいは「用語・用字」などと言うこともありますが、まず「(2) 用字」についてです。

これまで、公用文作成に当たっては、「常用漢字表」、「現代仮名遣い」、「送り仮名の付け方」などの国語施策に関する内閣告示・内閣訓令を基にして、「公用文における漢字使用等について」、「法令等における漢字使用等について」など、法令や公用文に特有の表記の在り方が定められてきました。これらの表記のうちには、一般の表記習慣とはかなり異なるものも生じているという状況があります。ですから、公用文をどう捉えるかということにも関わるところですが、広報誌やウェブサイトでの案内など、国の府省が広く一般に向けて情報を発信する際の公用文特有の表記の必要

性、あるいはその是非について、検討の余地があるのではないかということが検討されてきております。

「(3)用語」についてです。これまでは語彙レベルでのリストのようなものが、国立国語研究所なども含めて検討されてきております。今回は、そういったリストを作るということではなく、ただ、難しい言葉や専門用語、あるいは片仮名語などの言い換えや書換えの基本的な考え方、あるいは方法などを整理して、具体例を示そうといったお話がありました。

「(4)文体」とあります。これは、ここまでの議論の中では、特に文末の文体を「です・ます」調にするのか、「である・だ」調にするのかによって、その文章の在り方が大きく変わるということ、あるいは非常に難しい問題を説明するときに、話し言葉を活用することが効果的である。話し言葉の文体などについての指摘がございました。

「(5)符合等」とあります。句読点などをはじめとする符合について、整理する余地があるのではないかということです。例えば、現行の「公用文作成の要領」の中で、実態と掛け離れているところがあるといった指摘が平成25年の報告にありました。横書きのカンマ(、)については、ずっと国語分科会の中でも話題になってきております。クエスチョンマーク(?)やエクスクラメーションマーク(!)などについても、これまで公用文では使わないという原則がありました。一方で、チラシやポスター、ウェブサイトなどでは、かなり頻繁に使用されています。そういったこと的位置付けが現段階でははっきりしていないということがありますので、これが課題になるのではないかということです。

それから、「(6)構成」という言葉でいいのかわかりませんが、談話レベル、文書レベルということで、公用文の在り方を考える場合には、この文書の構成というものが大切になってくるであろう。これは、「分かり合うための言語コミュニケーション」の中でもQ&Aなどで具体的なものが示されておりますが、相手が誰であるのか、あるいは目的や内容、量、時間などに応じて、どのような構成が考えられるのかといったことが検討できるのではないか。タイトル、見出しの付け方、箇条書きの仕方などの整理も考えられるといった御意見がありました。

ここからは前提となる話になるのかもしれませんが、「(7)伝わりにくい文章の分析と類型化」というお話がありました。公用文の中で伝わりにくいものを収集していく中で、そこに幾つかのパターンがあるのではないか。それは、先ほどから話題になっている文章、談話のレベルに原因が見出されることが多い。そういった観点から、分かりにくい文章の分析、類型化、そして、それに対する対処法のようなことが検討できないかということがありました。

「(8)「公用文」に関する分類と整理」について。公用文は、非常に様々なものがあって、何を公用文と言うのかについては、これまではっきりした定義がありません。ここで、その定義ができるかということ、そのようなことではないのかもしれませんが、少なくとも公用文と言われるものの種類やジャンルといったものを分類して、それに関して理論的な整理と具体例が示せるといいのではないかといった御意見がありました。

最後、「(9)情報を発信する手段・媒体ごとの整理」。情報化の社会になってきている中で、国から情報を発信する際の手段や媒体が多様化しています。それとの関係についても考えるべきであろう。ただ、一方で、手段・媒体が今後も大きく変化していく可能性があるということにも留意して、文書そのものをどうするかということに注意しながら、手段・媒体についても検討する必要があるだろうということがあり

ました。

「5 そのほかの課題について」ということで、7ページに4点挙げております。

まず、「(1) 成果物の利用者」ということです。先ほども少し話題にしましたが、国の府省の職員が文書作成するときに利用、活用するということを想定しながら、地方公共団体の職員にも利用してもらえるようなものになったらいいのではないかと御意見がありました。また、一般の人にも是非使えるようなものを作ってはどうかという御意見もありました。前回までの話の中では、国の府省の職員を想定しながら、結果的に一般の人々にもお使いいただけるようなものにするということを意識して進めていってはどうかといったお話になっております。

次に「(2) 現行の「公用文作成の要領」の扱い」ということがあります。先ほど、田中牧郎委員から、「公用文作成の要領」そのものを見直すということで議論が始まっている以上、法令や、それに準ずるものを最初から外していいのだろうかというお話ありました。これは、また改めて検討いただく必要があると思いますが、もしもそこを外して検討する場合には、「公用文作成の要領」の改定そのものは必須とならないということも考えられるわけです。一方で、要領の中に、時間の経過によって、非常に実態と合わない内容があるという現実もありますので、その辺りをどのように扱うべきかということが課題として残るかと思っております。

3点目として、これまで日本語を母語とする人々を意識してこういったものが作られてきていますが、「(3) 多様化する社会への配慮」が必要ではないか。公用文作成の在り方について考える上で、ますます多様化することが予想される社会を意識する観点を導入する必要はないかといった問題提起もこれまでにありました。

最後、4点目です。「国語に関する世論調査」の活用の仕方、それから、前回の国語課題小委員会ではSNSを利用した調査などについて、検討できるのではないかと御意見もありました。

この後、8ページ以降は、これまでここで頂いた意見、それから、ヒアリングの内容と、そのヒアリングの後の意見交換などをまとめたものです。前回の国語課題小委員会までのものを随時更新してまとめております。

○沖森主査

まず、ただ今の御説明について、直接内容に関係するものがあれば、質問をお願いしたいと思っております。(→ 挙手なし。)

ないようであれば、意見交換に移ります。「4」と「5」、それぞれ分けて、まずは「4 検討すべき内容について」からお願いしたいと思います。(1)から(9)に整理されておりますが、それぞれの部分について、あるいは付け加えるべき点がありましたら、併せて御意見を頂きたいと思っております。

○石黒委員

まず、5ページの「談話レベル、文章のレベル」と、最初の検討すべき内容のところで始まるのが少し気掛かりで、もちろん「の」が入るか、入らないかということもありますが、むしろ「談話レベル」と言ったときに何を想定しているのかが少し分かりにくいですね。少なくとも談話と文章は多義的なもので、例えば、話し言葉としての談話、書き言葉としての文章とありますが、ここでは余り話し言葉は想定されていないでしょうから、やはり談話と言ったとき、処理というか、表現する、人が書くときの過程、プロセス、あるいは理解するときのプロセス、ないしは持っている意図や機能、更には、書いたり、読んだりするプロセスですから、内容や読んだ人がコミュ

ニケーションとして理解できるかなど、もしかしたらそのようなところまで踏み込んでいるのかもしれない。

一方で、「文章」と言うと、一義的には書き言葉ですが、ほかにも文がたくさんつながる、複数の文があるという意味もあるでしょうし、全体としてまとまりを持つということもあるでしょう。中にはプロセスという、談話に対してプロダクト、つまりテキストと言われますけれども、書かれた結果として厳然として存在する文字ということもあるでしょう。中にはそこに文体や、もしかしたらジャンルの問題なども入ってくるのかもしれませんが。その辺り、特に「談話」と言った場合、何を指すのかと質問されると少し困るところがあるので、もう一度、全体の（１）から（９）の流れと「文章」と「談話」がどういうところに対応するかということについて、もう少し整理できればいいかと感じました。

○鈴木委員

少し全般になってしまうかもしれませんが、随所随所に言語コミュニケーションの四つの観点を出して説明しているので、これはとてもいいと思いますが、公用文の場合、この四つのポイントの中で、やはり「正確さ」というのは絶対に優先されなければいけないことだと思います。正確な表現に対して、どう「分かりやすさ」、「ふさわしさ」、「敬意と親しさ」という要素を加えていくかの問題なのではないかと思います。飽くまで一般の人たちを対象とした言語コミュニケーションの四つの要素とは、正確さだけが少し違うと思います。

４ページの「２」の最後で触れられていますが、もう少し「正確さ」というのを外してはいけないという感じで、全体を通して文章にさせていただけるといいかなと思います。表現の問題かもしれませんが、そう思いました。

○沖森主査

では、引き続きこの部分についてでも結構ですが、「５ そのほかの課題について」というところで御意見がございましたらお願いします。ここに挙がっていない課題があれば、それも併せて御指摘いただければと思います。今回、現段階では、11月22日に国語分科会でお示しする中間報告の案について御議論いただいております。したがって、1ページから7ページまでの文言、表現等について、不適切なところがあれば、是非ともこの場で御指摘いただきたいと思います。

○入部委員

7ページの（３）ですが、「日本語を母語とする人々に向けて行われてきたが」ということで、「多様化することが予想される社会を意識した」というのは、外国人ということだと思います。昨年、外国人労働者が128万人で過去最高。厚生労働省に一昨日確認しましたら、まだ増えているということが背景としてあります。

例えば、22日に御質問が出た場合に、どのようにこれを御説明されるのかなと思ひまして、補足の説明を伺いたいと思います。

○武田国語調査官

確かに国語分科会では日本語教育の委員の方もいらっしゃいますので、この辺りは目立つところかもしれませんが。現段階で、事務局としてこうしたい、ああしたいということはありますが、これまでずっとそういった御議論を頂いております。

また、日本語を母語とした方だけのことを議論しているだけでいいのだろうかとい

うことは、繰り返し御意見が出ております。当然、広く外国の方を対象にというのは難しいということはあるかもしれませんが、こういった形でそのような観点を入れていけるのかということは御検討いただくことになるのかと思います。

○入部委員

そうすると、作成要領に全てルビを振るなど、そのような意味ではないということですか。

○武田国語調査官

そういった御検討があるかもしれませんが、特にこうしなくてはいけないなど、具体的なことを考えているわけではありません。

○福田委員

7ページ目の「調査等」のところで、「国語に関する世論調査」やSNSを利用した調査と書いてありますが、6ページ「(7) 伝わりにくい文章の分析と類型化」も調査をするという理解でよろしいでしょうか。

もしするとするならば、多分、広く調査をしなくてはいけないので、そのときの予算的措置なども考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○武田国語調査官

これについて、現段階で私たちが何か具体的に調査をするということを考えているわけではありません。

ただ、委員の皆様がお持ちのデータ、あるいは文化庁としてできることがあれば、もちろんやっていきたいと思っております。ただ、こういったことに関して、御研究なさっている委員の方もいらっしゃいますので、是非そういった方の見識をお借りしたいと思っております。

○福田委員

是非調査をやられたらいいのではないかと思います。つまり、書く方の視点から、このように類型化できるということではなく、一般の方の読み手から見てどれだけ難しいのかということ、幾つかの文章を挙げて、それに対してどこが難しいのかなど、いろいろな質問をすると、その文章を二次元上に付置できます。そうすると、正にパターンというのが出てくる。そのためには、100, 200単位のデータが必要になってきますが、そのようなやり方もあります。

これを読んだときに、そのようなことをするのかなと思っていたんですが、文章そのものだけを見て、これはこういうパターンだねというよりも、「分かり合うための言語コミュニケーション」の延長線から考えると、読み手の理解も非常に重要になってくるのかと思いました。

○滝浦委員

最終的な成果物の想定されるボリューム感みたいなものは、話が出たことがありましたでしょうか。というのは、「公用文作成の要領」を改めて見ますと、実は、9ページしかない薄いものです。だから、こういう感じでそれぞれの項目について、幾つか挙げていくという格好になるのか、もう少し何かを文章で書いて、さらに例を付けるという形になるのか。そこから話し合えということかもしれませんが、取りあえず、

今想定されているものがあれば、少し伺いたいと思いました。

○沖森主査

今後の議論の進め方によるかと思えますけれども、何か現段階でお考えがあれば、お願いします。

○武田国語調査官

今後の議論でということになると思います。ただ、これまでのお話の中で、Q & Aといったものを使ってはどうかというお話もありました。理論編と具体編と言うんでしょうか。そういった構成がこれまで話題にはなってきておりますが、今後の議論によってということになるかと思えます。

○関根委員

7ページ「(2) 現行の「公用文作成の要領」の扱い」のところですが、まだちゃんと読み込んでいませんが、「公用文作成の要領」の見直しをずっと書いてきて、ここで「『公用文作成の要領』の改定は必須とならないが」となるのは、少しあれっと思うのではないかなと思います。

最初の「一般の人々の」ではなくて「に」ですね。それはともかくとして、「実態と合わない内容」というのは、例えば、左横書きや、あるいは内容について、もう既に特有の表記で一般の表記とは異なるもので触れているので、ここは、いわゆるタイプライターなどといったことを念頭に置かれていますか。

○武田国語調査官

はい。そうです。

○関根委員

この書き方を工夫…、なくてもいいような気もします。必要なことは、もう前の方に盛り込まれてある。

それから、先ほど、田中（牧）委員がおっしゃっていたように、まだ検討の対象とする公用文の範囲ということについて、きちんと議論が済んでいないので、もし法令に準じるものまで、ある程度念頭に置いてということになると、正に「公用文作成の要領」の改定とも捉えられるので、まだこの段階では違う表現にした方がいいかと思えます。

○沖森主査

8ページ以降のまとめにつきましても、分量的に大きいですが、何かございましたら、お願いします。

○田中（牧）委員

5ページ「4 検討すべき内容について」の最初の5行のところ、ゴシックになっている後半の方ですが、「必要に応じて、取り上げられる内容との関係にまで言及する」という部分です。つまり、これは言葉ではなくて内容、中身、情報ということだと思います。随所に情報の分かりやすさということも書いていたと思いますが、それは(1)から(9)まででい行くと、(9)には「情報」という言葉がありますが、ただ、これは「手段・媒体ごとの整理」ということで、情報としては「(6) 構成」

に入るのでしょうか。内容のことまで踏み込むとなると、言葉の形だけではないということで、それが分かるように、「構成」には文章もあるし、談話もある。「文章構成」と言うときに、当然、内容は関わってきますが、そこを本当に強調するのであれば、そういう見出しを立てて整理した方がよい。ただ、結構難しい問題なのかとも思います。取り上げることができるかどうかは難しいのかもしれませんが、そこが分かりにくかったです。

○山田委員

先ほども出ていましたが、7ページ「(2) 現行の「公用文作成の要領」の扱い」の中で、その要領が「時間の経過によって生じた実態と合わない内容等について、どのように扱うべきか」と書かれていて、実態に合わないというところは、1ページ目に少し出ています。何か現行の「公用文作成の要領」で、実態に合わないところを洗い出していく作業もするというのでしょうか。

○武田国語調査官

どのようなところが実態に合わないかというものを是非お示ししたいと思うんですが、余り洗い出すというほどのものでもなく、一読いただければ、何だこれというところが出てまいります。ですから、ここでは、見直しということで始まっていますが、これまでの御検討の中では、「公用文作成の要領」そのものを改定するというよりは、典型的な公用文とは違うところについて検討しようという流れになってきておりましたので、こういった一文を付けています。

いずれにしても、「公用文作成の要領」そのものの問題も残ってはおりますので、例えば、改定そのものを考えなくても、ここでちゃんと意見をまとめて打ち出していくことができるかもしれませんし、そういったことも含めて御検討いただければということになろうと思います。

○田中（ゆ）委員

5ページから7ページのところですが、いろいろなことが行ったり来たりしている感じがします。公用文を構成する要素みたいなところで最初にざらっと並べて、要素のところも文章や談話を構成する言語的な要素とそれ以外、手段みたいなものと、それを検討するための方法、それからもはみ出すもの、その他と、少し構造を変えたらいいのではないのでしょうか。

例えば、内容について、心構えはよいと思いますが、(2)から(6)と、(7)、(8)、(9)は違うものですし、「5 そのほかの課題について」についても、(1)と(3)は誰が利用するのかといった話だし、(2)はマニュアルをどうするのかという話だし、(4)は、そのためにどんな調査をするのかみたいな話だから、何だかいろいろな話が行ったり来たりしている感じがします。

○関根委員

実態と合わないということですが、「公用文作成の要領」は、確かに実態と合わないものもたくさんありますが、結構いいことが書いてあります。いいことが書いてあるのに、今は守られていないということもあるので、そのような面も一つ入れてもいいかなと思います。つまり、実態と合わない部分はもちろんやめるにしても、見直しあるいは再評価ではないですが、そういう部分もあるので、そのようなものは是非引き継いで、受け継いでいきたいということです。これは意見です。

○入部委員

同じところにこだわって申し訳ないですが、「5 そのほかの課題について」の中に「(3) 多様化する社会への配慮」があります、「分かり合うための言語コミュニケーション」の報告書も、多様化する社会に対応するためという前提があると思うので、「そのほかの…」というところに置くのが適当かどうか。「公用文作成の要領」をなぜ改定する必要があるのかということにも関わってくるので、古くなったから新しくしましょうということではなくて、そういう時代の機運があるということも示す必要があると思います。流れとしてはここに置くのではなくて、もう少し外国人に向けてというダイレクトなものではないにしても、多様化する社会に向けての配慮としての改定であるといったことは、もっと前面に押し出しても、必要性という意味でいいのかなと思います。位置付けとしてここはどうかという意見です。

○沖森主査

では、本日の協議については、以上で終えたいと思います。検討していただいた配布資料2，そして、配布資料3に基づくペーパーの案文につきましても、今後、取りまとめてまいりたいと思います。

本日の御意見を反映するよう、22日の国語分科会で報告する案文について修正することについて、皆様の御了承を頂いた上で、私に一任していただいてよろしいでしょうか。（→了承。）

では、22日に開催される国語分科会では、公用文作成の在り方に関する審議状況及び常用漢字表に関する国語分科会の考え方について取り上げていくことになるかと思えます。また、国語分科会の後には、公用文作成の在り方について、より具体的な検討に入ることになるかと思っております。進め方につきましては、また改めて御相談申し上げたいと思います。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御出席どうもありがとうございました。